資 料　５

「医療的ニーズの高い障害児者等支援体制検討委員会」の設置について

１　趣　旨

平成２８年５月、改正障害者総合支援法等が成立し、日常生活を営むために医療を要する障害児の支援に関して、保健、医療、福祉等の連携の一層の促進を図るよう努めることとされた。

このため、本県における医療的ニーズの高い重症心身障害児者等に対する支援のあり方等について、あらためて幅広く検討するもの。

２　委員会の概要

1. 設置期間　　平成２８年１１月～２９年３月（５ヶ月）
2. 委員構成　　医療、福祉に関する有識者で構成（別紙のとおり）

（「在宅医療」と「重症心身障害児、難病」の分野から選任）

1. 主な議題

・入所施設による支援のあり方　等

・短期入所や訪問看護など、在宅支援のあり方　等

・医療、福祉の関係機関等による連携のあり方　等

1. 開催時期　　第１回：１１月　　現状と課題

第２回：１２月　　今後の取組方針、入所・在宅支援

第３回：　１月　　支援体制のあり方（中間報告とりまとめ）

第４回：　２月　　支援体制のあり方（最終案）

３　第１回会議の開催概要

（１）日　　時　　平成２８年１１月７日（月）１５：３０～１７：００

（２）場　　所　　富山県民会館５０９

（３）議　　題　　医療的ニーズの高い障害児者等支援に関する現状と課題

（４）委員からの主な意見

　　・子ども全体の数は減っているものの、重症化する子どもの割合が今後増加していくおそれがあるのではないか。

　　・身近な地域において、在宅の障害児者等の受入施設を拡充すべきである。

　　・障害児者等への支援に関わる人材の育成が必要である。